

## 愛知県国民保護計画 変更案の概要

## 1 趣旨

愛知県国民保護計画（以下「県計画」）は、国民保護法第 34 条の規定により、『国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」）』に基づき作成する計画。

平成 25 年 3 月、平成 26 年 5 月に基本指針の変更が閣議決定されたことなどを踏まえ、県計画の所要の変更を行うもの。

## 2. 主な変更内容

項目末の（ ）内は新旧対照表の該当ページ。

**(1) 基本指針の変更等に伴うもの****ア 地域特性等に応じて考慮すべき住民避難上の措置の追加**

- 県の区域を越える住民避難において、避難先の県知事が輸送手段の確保等を行う場合、原則として、要避難地域の県知事は避難先の県知事に対して、国民保護法に基づき避難に関する事務の委託を行う旨を追加（p. 4）。
- 大規模集客施設や旅客輸送関連施設でも、当該施設等に滞在する者の円滑な避難措置に必要な対策をとる旨を追加（p. 4）。

**イ 警報等の情報伝達手段として Em-Net、J-ALERT の追加**

- 非常通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する旨を追加（p. 3）。

**ウ 国民保護法の救援事務の移管等に伴う用語修正**

- 災害対策基本法等の一部改正により、国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管したことに伴い用語を修正（p. 5）。
- 広域緊急援助隊から警察災害派遣隊への用語修正（p. 3、p. 6）。

**(2) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の策定に伴うもの****「武力攻撃原子力災害への対処」の項目の追加**

- 地域防災計画（原子力災害対策編）の定めに準じた措置を講ずる旨を追加（p. 6）。

**(3) 時点修正等を行うもの****統計データ類の更新**

- 県内の道路、鉄道、石油コンビナート等特別防災区域等の統計データを、時点修正し適切な内容に更新（p. 1、p. 2）。